

○ 盛岡市立武道館(盛岡市武道館条例)

ア 柔道場利用料及び剣道場利用料

区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
団体利用		2,000円	2,000円	3,000円	3,200円	4,000円	5,600円
個人利用	一般	1人1回につき100円(午後5時以後利用する場合にあつては、120円)					
	小学生、中学生及び高校生	1人1回につき30円(午後5時以後利用する場合にあつては、40円)					

備考

- 1 団体使用の使用料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。
- 2 団体使用の場合において、午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。
- 3 冷暖房を使用する場合には、実費の範囲内で市長の定める額を冷房料又は暖房料として徴収する。

イ 拡声装置利用料

1回につき 1,000円

ウ 冷房料及び暖房料

団体利用の場合 1時間につき 700円

個人利用の場合 1時間につき 40円